
【JPX Weekly News】

日本取引所グループメールマガジン vol. 243 (2021/11/01)

<<< 今週の目次 >>>

- 【1】注目のニュース
- 【2】新着セミナー・イベントのご案内
- 【3】株式市場
- 【4】先物・オプション市場
- 【5】日本取引所グループの IR 情報
- 【6】その他

※本号では、証券取引等監視委員会からの寄稿を掲載しています。

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次【6】その他 ◆証券取引等監視委員会からの寄稿 No. 241 を抜粋しております。
=====

【6】その他

1. gumi 株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について

証券取引等監視委員会は、取引調査の結果に基づいて、令和3年10月15日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行いました。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2021/2021/20211015-1.html

【事案の概要及び特色等】

本件は、インターネット取引を行っていた個人投資家が、株式会社 gumi の株式の売買を誘引する目的をもって、22 取引日にわたり、高指値の買い注文を連続して発注して直前の約定値より株価を引き上げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注したり、引け条件付き成行買い注文を発注して終値に関与したりするなどの方法により、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った事案となります。

具体的な取引手法は、他の投資家の売買を誘引する目的をもって、

- ①最小売買単位での株価の引き上げや、最小コストでの買い上がり買付けとともに
- ②下値に重層的な買い注文を発注する
- ③更に、引成の買い注文による株価引上げ

などにより同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った事案となります。

違反行為者は、本件違反行為期間において、株価引上げを 1415 回（うち最小売買単位での引上げ：1026 回、買い上がり買付け：45 回）、終値関与を 21 回行っておりました。

※インターネット取引の普及や発注システムの進歩などにより、個人投資家においても様々な発注形態による取引が可能となっている中で、相場操縦における取引手法も益々巧妙化しております。

そうした現状なども踏まえたうえで、証券市場の公正性・健全性を損なう不公正取引に対しては、引き続き、厳正な調査を実施していきます。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会 Twitter

https://twitter.com/SESC_JAPAN

■市場へのメッセージ

<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>